

参加表明書の書類作成における重要な補足

令和 7 年10月24日

本書は、(仮称) 奥州市新医療センター新築工事基本設計業務プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）に記載したもののほか、実施要領 8 に定める参加表明書の書類作成に関する重要な補足をお示しするものである。

本プロポーザルへの参加表明をする場合は、本書の指示するところにより書類を作成すること。

1 副本の提出に関する補足

通常、副本とは、正本と同一の内容で作成される書類のことであるが、一次審査の都合上、本プロポーザルにおける副本の提出に当たっては、次のとおり一部の提出を省略し、及び、一部の記載を制限する。

(1) 副本の提出を省略する書類

実施要領 8 (1) の書類のうち次の書類の副本については、提出を不要とすること。

- ② 事務所の概要（様式 2 - 1）
- ⑪ 履歴事項全部証明書（登記簿謄本）
- ⑫ 財務諸表（貸借対照表、損益計算書が記載してあるもの）
- ⑬ 納税証明書（未納がないことが証明できる書類）

(2) 副本の提出書類への記載の制限

提出する副本の書類（①参加表明書（様式 1）を除く。）には、事業者の名称、略称、ロゴマークその他事業者を特定できる事項を記載しないこと。

この場合において、次表で示す提出書類の項目については、空白とすること。

提出書類	空白とする項目
③ 技術職員の状況（様式 2 - 2）	事業者名
④ 事務所の業務実績（様式 3 - 1）	
⑤ 事務所の業務実績の詳細（様式 3 - 2）	
⑥ 当設計への取組姿勢（様式 3 - 3）	
⑦ 本業務に対する担当者の想定従事日数(常勤換算)(様式 3 - 4)	
⑧ 総括責任者及び各主任技術者の実績（様式 4 - 1）	
⑨ 総括責任者の業務実績の詳細（様式 4 - 2）	
⑩ 協力事務所の概要（様式 5）	事業者名、代表者職名及び所在地

2 その他留意事項

- (1) ①参加表明書（様式 1）の副本は、正本のコピーで差し支えないこと（取り違い等のトラブル防止の観点から提出を求めるものであり、事業者名等の記載は制限しない）。
- (2) 副本には、契約書、証明書等の書類の添付は、一切不要であること。
- (3) 参加表明書の正本は、本書によらず、実施要領に従い作成し、必要な書類も添付すること。